

## 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書

廃棄物等を屋外で焼却する行為は一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により**原則禁止**されていますが、やむを得ず、火災とまぎらわしい煙や火炎を発生おそれのある行為を行う場合は、あらかじめ届出が必要です。

なお、この届出については、火災とまぎらわしい煙や火炎を発生おそれのある行為を消防で把握するためのものであり、たき火等を許可するものではありませんのでご注意ください。

### 届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

### 届出先及び届出・申請手順

#### ●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

#### ●届出・申請手順

##### 1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書
- 行為場所の案内図及び配置図
- 行為内容の詳細

##### ▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）
- ・行為内容や行為日の気象状況等により、火災危険があると判断した場合は、行為を制限または禁止する場合があります。

##### 2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

##### ▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者にお問い合わせ場合があります。
- ・行為内容や行為日の気象状況等により、火災危険があると判断した場合は、行為を制限または禁止する場合があります。

### 3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

#### ▲注意事項

- ・行為内容や行為日の気象状況等により、火災危険があると判断した場合は、行為を制限または禁止する場合があります。
- ・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

#### その他

やむを得ずたき火等を行う場合、火災を起こさないために次のことに留意してください。

- 枯草や可燃性の物品等がある場所では行わない。
- 強風時や、空気が乾燥しているときは行わない。
- 水バケツや消火器等を準備する。
- 行為中は監視人をつけ、その場を離れず、行為後には完全に消火する。

#### 問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)をご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)をご確認ください。